

第7回定時株主総会招集ご通知添付書類

第 7 期 事 業 報 告

〔 平成 23 年 4 月 1 日から
平成 24 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況で推移する中、年度後半には生産が回復し個人消費が底堅く推移するなど緩やかに持ち直してきました。

このような事業環境のもと、当社グループでは、危機管理及び防災の体制強化を図るとともに、防災を主軸とした幅広い連携を行うよう各自治体に積極的に働き掛け、当連結会計年度中に 21 府県及び 2 政令指定都市と防災等に関する包括的相互協力協定を締結するに至りました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、平成 23 年 6 月 20 日に高速道路無料化社会実験が一時凍結されるとともに、ノンストップ自動料金支払システム(E T C) (以下「E T C」といいます。)の利用者を対象に政府の経済対策の一環として導入された高速道路利便増進事業の休日特別割引(以下「上限料金制(休日 1,000 円)」といいます。)が同日をもって廃止されました。これに伴い、昨年度から引き続き増加傾向にあった通行台数は減少に転じ、前期比 6.3%の減となりました。一方、国からの割引補填金を含む料金収入は、上限料金制(休日 1,000 円)の廃止により、前期比 2.3%の増(568,067 百万円)となりました。

高速道路事業以外の事業においては、サービスエリア・パーキングエリア(以下「S A・P A」といいます。)事業を中心に展開し、S A・P A事業においては、無料化社会実験の一時凍結や上限料金制(休日 1,000 円)廃止による通行台数の減少の影響などにより、店舗売上高は前期比 0.5%の減(141,414 百万円)となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益が 722,400 百万円(前連結会計年度比 5.4%減)、営業費用が 715,934 百万円(前連結会計年度比 5.3%減)、営業利益が 6,466 百万円(前連結会計年度比 8.9%減)、経常利益が 8,581 百万円(前連結会計年度比 2.1%減)、当期純利益が 2,814 百万円(前連結会計年度比 72.1%減)となりました。

なお、事業別の概況は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と平成 18 年 3 月 31 日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道 31 号(広島呉道路)に関する協定」、「一般国道 165 号及び 166 号(南阪奈道路)に関する協定」及び「一般国道 201 号(八木山バイパス)に関する協定」(その後の協定変更を含みます。)並びに道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 3 条の規定による許可及び同法第 4 条の規定に基づき、高速道路の新

設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

そのうち、道路管理事業については、発注時期や施工方法の見直しによるコスト削減に努めつつ、「災害対応力の強化」と「100%の安全・安心への挑戦」を目指し、防災・災害対応の専属組織を設置して事業継続計画の見直しを行うとともに、土木構造物や施設設備の劣化対策を行いました。また、E T Cの利用促進を図るとともに、マイレージ割引などE T Cを活用した各種料金割引に加え、高速道路利便増進事業の料金割引や、S A・P Aのトイレの設備改善などを実施しました。

一方、道路建設事業については、ネットワークバリューの最大化を実現するため、高速道路ネットワークの形成・充実を図るとともに、その着実な整備を行いました。平成23年7月16日には舞鶴若狭自動車道（小浜西インターチェンジ～小浜インターチェンジ）が開通しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は669,696百万円（前連結会計年度比5.7%減）、営業費用は668,103百万円（前連結会計年度比5.8%減）となり、営業利益は1,593百万円（前連結会計年度比45.9%増）となりました。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（※）による高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）や、一般国道478号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

当連結会計年度は、直轄高速道路事業が縮小したことなどにより、営業収益は11,969百万円（前連結会計年度比41.9%減）、営業費用は11,896百万円（前連結会計年度比42.5%減）となり、営業利益は73百万円（前連結会計年度は営業損失86百万円）となりました。

※ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

（S A・P A事業）

S A・P A事業においては、当社及び連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社並びにテナント各社と協力し、S A・P Aを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革に向けて、地域性や交通特性などを踏まえた店づくり・品揃え等のブランド戦略を展開しました。その先駆けとして、おもてなしの心をコンセプトにしたS A・P Aブランド「モテナス」を当社グループ会社が運営する6店舗で開始しました。飲食物販部門の売上は101,068百万円（前期比3.2%減）、ガステーションの売上は40,345百万円（前期比7.1%増）となり、S A・P A事業におけるテナント等の店舗売上は141,414百万円（前期比0.5%減）となりました。

当連結会計年度は、新たに連結対象となったP A店舗運営会社3社の売上及び費用が

加算されたことなどにより、営業収益は 34,526 百万円（前連結会計年度比 37.7%増）、営業費用は 28,092 百万円（前連結会計年度比 56.0%増）となり、営業利益は 6,434 百万円（前連結会計年度比 9.1%減）となりました。

（その他の事業）

その他の事業においては、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の 2ヶ所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っております。また、当連結会計年度にはインドネシアに駐在員事務所を設置するとともに、他の高速道路会社との共同出資により日本高速道路インターナショナル株式会社を設立し、海外における道路インフラ事業への参入を推し進めてきました。

その結果、当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は 6,755 百万円（前連結会計年度比 13.9%減）、営業費用は 8,404 百万円（前連結会計年度比 4.0%減）となり、営業損失は 1,648 百万円（前連結会計年度は営業損失 908 百万円）となりました。

（2）道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額 99,391 百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

| 路線・区間等 | | 帰属時期 | 道路資産 完成高 (百万円) |
|---|----|---|----------------------|
| 近畿自動車道名古屋神戸線 【滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで】 | 新設 | 平成 23 年 12 月 | 7,387 |
| 近畿自動車道敦賀線 【福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで】 | 新設 | 平成 23 年 7 月 | 30,674 |
| 山陰自動車道鳥取益田線 【島根県出雲市斐川町大字三絡から島根県出雲市知井宮町まで】 | 新設 | 平成 23 年 12 月 | 988 |
| 東九州自動車道 【宮崎県東臼杵郡門川町大字加草から宮崎県日向市大字財光寺まで】 | 新設 | 平成 24 年 3 月 | 1,029 |
| 東九州自動車道 【宮崎県児湯郡高鍋町大字上江から宮崎県西都市大字岡富まで】 | 新設 | 平成 24 年 3 月 | 335 |
| 近畿自動車道天理吹田線 【大和郡山ジャンクション】 | 新設 | 平成 24 年 3 月 | 2,388 |
| 近畿自動車道松原那智勝浦線 【和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで】 | 改築 | 平成 23 年 5 月 平成 23 年 9 月 平成 24 年 1 月 | 7,584 |
| 山陽自動車道吹田山口線 【尾道ジャンクション】 | 新設 | 平成 23 年 9 月 | 203 |
| 中国横断自動車道岡山米子線 【岡山県真庭市中原から岡山県真庭市榎西まで】 | 改築 | 平成 23 年 10 月 平成 23 年 12 月 | 7,984 |
| 中国横断自動車道尾道松江線 【三刀屋木次インターチェンジ】 | 改築 | 平成 24 年 3 月 | 392 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 四国横断自動車道愛南大洲線 【西予宇和インターチェンジ】 | 改築 | 平成 24 年 3 月 | 396 |
| 一般国道 478 号（京都縦貫自動車道） 【京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで】 | 新設 | 平成 23 年 10 月 平成 24 年 2 月 | 2,708 |
| 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画 【大山高原スマートインターチェンジ】 | 改築 | 平成 23 年 6 月 平成 23 年 12 月 | 274 |
| 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画 【宮田スマートインターチェンジ】 | 改築 | 平成 23 年 6 月 | 57 |
| 山陽自動車道宇部下関線 【山口県宇部市】 | 改築 | 平成 24 年 3 月 | 508 |
| 高速自動車国道中央自動車道西宮線等 | 修繕工事 | 平成 23 年 6 月 平成 23 年 9 月 平成 23 年 12 月 平成 24 年 3 月 | 36,181 |
| 一般国道 31 号（広島呉道路） | 修繕工事 | 平成 23 年 6 月 平成 23 年 12 月 平成 24 年 3 月 | 174 |
| 一般国道 165 号及び 166 号（南阪奈道路） | 修繕工事 | 平成 23 年 6 月 平成 23 年 9 月 平成 23 年 12 月 平成 24 年 3 月 | 75 |
| 一般国道 201 号（八木山バイパス） | 修繕工事 | 平成 23 年 9 月 平成 23 年 12 月 平成 24 年 3 月 | 46 |

(注) 1. 「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しています。

2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費を含み、消費税等は含まれていません。

(3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資総額は 19,814 百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

① 連結会計年度中に完成した主要設備

| | |
|--------------------------|---|
| 西日本高速道路株式会社 | 料金徴収施設及び ETC 設備（舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジ他 1 箇所） |
| | ETC 設備の増設（8 レーン） |
| | 料金徴収機械等の更新 |
| | S A・P A 店舗増改築等（草津 P A 下り線） |
| 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 | 新営業システム構築 |

| | |
|---------------------|-------|
| 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 | 社屋の新設 |
|---------------------|-------|

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

| | |
|-------------|--|
| 西日本高速道路株式会社 | 料金徴収施設及びE T C設備（東九州自動車道都農インターチェンジ他4箇所） |
| | 料金徴収機械等の更新 |
| | S A・P A店舗増改築等（山田S A下り線他） |

(4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は146,000百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

| 種別 | 発行日・借入日 | 発行額・借入額 (百万円) |
|---|-------------|------------------|
| 西日本高速道路株式会社第11回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（3年債） | 平成23年5月18日 | 25,000 |
| 西日本高速道路株式会社第12回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（3年債） | 平成23年9月15日 | 25,000 |
| 西日本高速道路株式会社第13回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（3年債） | 平成24年2月9日 | 15,000 |
| 長期借入金(3年) | 平成23年9月14日 | 30,000 |
| 長期借入金(3年) | 平成23年12月22日 | 20,000 |
| 長期借入金(3年) | 平成24年1月27日 | 15,000 |
| 長期借入金(3年) | 平成24年3月28日 | 16,000 |

(5) 当社グループの対処すべき課題

国土交通省より平成23年6月8日に記者発表された「東日本大震災を踏まえた高速道路の料金について」により、平成23年6月20日に高速道路無料化社会実験が一時凍結され、同日上限料金制（休日1,000円）が廃止されました。当社としては、今後の政府の方針に基づき関係機関と連携をとり対応を図っていきます。

こうしたなかで、当社グループは、高速道路事業等を通じてお客さま満足を高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献することを目指して事業を進めており、当年度から平成27年度までの5年間で『自立』と『成長』のための期間と位置付けて取り組みを始めました。当社グループを取り巻く厳しい環境・情勢下においても、その変化を乗り越えて『自立』し『成長』し続けられる企業グループを目指し、以下の取り組みを行います。

① 災害対応力の強化

災害対応力の強化を図るため、「想定を超えた広範囲の激甚災害にも対応できる

仕組みを構築」し、発災時には速やかに高速道路を復旧し、被災地域の救急・復旧・復興に貢献します。そして実効性のある対策をめざして、逐次見直しを行うなど、不断の努力を続けていきます。

② 100%の安全・安心への挑戦

(ア) お客さまに 100%安全で安心してご利用いただける高速道路の実現をめざして、この5年間で死傷事故件数の2割削減と、死傷事故ゼロの日を3倍に増やすことを目指します。

(イ) デジタル機器を用いた橋梁点検技術や点検データの蓄積等により、劣化予測・診断システムのデファクトスタンダード(※)を目指します。

(ウ) 点検から補修まで一貫して行う「道路の総合診療」の実施により、技術品質の向上とコスト削減を実現し、安全・安心を一層向上させます。

※ ISO や JIS などの標準化機関等が定めた規格ではなく、市場競争等により「結果的に事実上標準化」した基準をいいます。

③ お客さまの満足度の更なる向上

SA・PAでは、地域性や交通特性を踏まえた店づくり・品揃え等のブランド戦略を展開することにより、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」へと変革します。

なおブランド戦略については、当社グループが運営する直営店において先駆的に展開し、統一的なサービスの提供や接客水準などの向上により、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めていきます。

④ 成長のために ～事業創造委員会～

より快適で楽しい、また行きたくなる高速道路と、周辺地域との共生の実現を目指し、『事業創造委員会』を立ち上げ、新たな事業を創造します。

また、建設工事に絡む入札情報漏洩事案等が発生したことの反省を踏まえ、情報セキュリティの徹底等の再発防止対策に取り組み、当社グループ一丸となって適正な業務執行体制の確立を図っていきます。

(6) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 (当連結会計年度) |
|---------------|---------|---------|---------|------------------|
| 営業収益(百万円) | 806,771 | 868,057 | 763,433 | 722,400 |
| 当期純利益(百万円) | 5,806 | 6,726 | 10,074 | 2,814 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 61.12 | 70.81 | 106.04 | 29.62 |
| 総資産(百万円) | 698,001 | 694,315 | 678,888 | 732,285 |

| | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 純資産(百万円) | 141,510 | 148,292 | 158,497 | 161,308 |
|----------|---------|---------|---------|---------|

(注)当社グループでは第3期連結会計年度から連結計算書類を作成しています。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 (当事業年度) |
|--------------|---------|---------|---------|----------------|
| 営業収益(百万円) | 789,584 | 848,069 | 741,934 | 691,587 |
| 当期純利益(百万円) | 3,208 | 2,631 | 2,423 | 953 |
| 1株当り当期純利益(円) | 33.78 | 27.70 | 25.51 | 10.04 |
| 総資産(百万円) | 681,693 | 676,544 | 653,564 | 708,819 |
| 純資産(百万円) | 131,703 | 134,335 | 136,758 | 137,712 |

(7) 重要な子会社等の状況(平成24年3月31日現在)

(a) 重要な子会社の状況

| | 会 社 名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---|--------------------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| ① | 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 | 110 | 100.0 | SA・PA内営業施設の管理・運営 |
| ② | 西日本高速道路ロジスティックス株式会社 | 30 | (100.0) | SA・PAへの各種商材、材料等の仕入・卸業務及びその他受託業務 |
| ③ | 西日本高速道路サービス関西株式会社 | 70 | 100.0 | 高速道路の料金収受 |
| ④ | 西日本高速道路サービス中国株式会社 | 50 | 100.0 | 高速道路の料金収受 |
| ⑤ | 西日本高速道路サービス四国株式会社 | 40 | 100.0 | 高速道路料金収受及び交通管理 |
| ⑥ | 西日本高速道路サービス九州株式会社 | 50 | 100.0 | 高速道路の料金収受 |
| ⑦ | 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社 | 60 | 100.0 | 高速道路の料金収受、交通管理、点検・管理及び保全作業 |
| ⑧ | 西日本高速道路パトロール関西株式会社 | 20 | 100.0 | 高速道路の交通管理 |
| ⑨ | 西日本高速道路パトロール九州株式会社 | 115 | 100.0 | 高速道路の交通管理 |
| ⑩ | 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 | 420 | 100.0 | 高速道路の保全作業 |
| ⑪ | 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社 | 350 | 100.0 | 高速道路の保全作業 |
| ⑫ | 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社 | 160 | 100.0 | 高速道路の保全作業 |

| | | | | |
|---|-----------------------|-----------|---------|------------------|
| ⑬ | 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社 | 90 | (79.2) | 高速道路の点検・管理 |
| ⑭ | 西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社 | 70 | (78.2) | 高速道路の点検・管理 |
| ⑮ | 西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社 | 60 | (93.0) | 高速道路の点検・管理及び保全作業 |
| ⑯ | 西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社 | 80 | (81.0) | 高速道路の点検・管理 |
| ⑰ | 西日本高速道路ファシリティーズ株式会社 | 160 | 100.0 | 高速道路の点検・管理及び保全作業 |
| ⑱ | 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社 | 30 | 100.0 | 不動産関連業務及び人材派遣業務 |
| ⑲ | 芦有ドライブウェイ株式会社 | 40 | 51.0 | 一般自動車道事業 |
| ⑳ | 株式会社ハーブス | 71 | (100.0) | P A内営業施設の店舗運営 |
| ㉑ | 株式会社ボーチェ・オアシス | 50 | (100.0) | P A内営業施設の店舗運営 |
| ㉒ | 株式会社クレッセ | 20 | (100.0) | P A内営業施設の店舗運営 |
| ㉓ | NEXCO-West USA, Inc. | \$937,500 | 100.0 | 橋梁点検 |

(注) 1. 議決権比率 () 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。

2. ㉓の資本金については、現地通貨略号及び現地通貨単位により記載を行っています。

(b) 重要な関連会社の状況

| | 名 称 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---|---------------------|--------------|--------------|---|
| ① | 九州高速道路ターミナル株式会社 | 539 | 22.3 | トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営又は賃貸事業 |
| ② | 株式会社NEXCOシステムズ | 50 | 33.3 | 料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理 |
| ③ | 株式会社高速道路総合技術研究所 | 45 | 33.3 | 高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発 |
| ④ | 株式会社NEXCO保険サービス | 15 | 33.3 | 損害保険代理業及び生命保険募集業 |
| ⑤ | ハイウェイ・トール・システム株式会社 | 75 | 19.7 | 料金収受機械保守 |
| ⑥ | 日本高速道路インターナショナル株式会社 | 499 | 28.7 | 海外における高速道路事業 |

(注) ⑥については、平成23年9月1日に東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社との共同出資により設立致しました。

(8) 当社グループの主な事業内容(平成 24 年 3 月 31 日現在)

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでいます。

| 事業の種類別セグメント | 主要な事業内容 |
|--------------|---|
| 高速道路事業 | 高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理 |
| 受託事業 | 国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等 |
| S A ・ P A 事業 | 高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等 |
| その他の事業 | 駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等 |

(9) 当社グループの主要な事業所(平成 24 年 3 月 31 日現在)

① 当社の主要な事業所

- (本社) 大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
- (その他) 関西支社 (茨木市)
- 中国支社 (広島市)
- 四国支社 (高松市)
- 九州支社 (福岡市)
- 東京支社 (東京都港区)

② 重要な子会社の本店所在地

- 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路ロジスティクス株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路サービス関西株式会社 (吹田市)
- 西日本高速道路サービス中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路サービス四国株式会社 (高松市)
- 西日本高速道路サービス九州株式会社 (太宰府市)
- 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社 (浦添市)
- 西日本高速道路パトロール関西株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路パトロール九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社 (高松市)
- 西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路ファシリティーズ株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社 (大阪市)
- 芦有ドライブウェイ株式会社 (芦屋市)
- 株式会社ハープス (大阪市)
- 株式会社ボーチェ・オアシス (岡山市)
- 株式会社クレッセ (福岡市)
- NEXCO-West USA, Inc. (米国)

(10) 従業員の状況(平成 24 年 3 月 31 日現在)

① 当社グループの従業員の状況

| 事業の種類別セグメント | 従業員数 (人) |
|--------------|-------------------|
| 高速道路事業 | 11,436 |
| 受託事業 | |
| S A ・ P A 事業 | 766 |
| その他の事業 | |
| 全社 (共通) | 398 |
| 計 | 12,600 <2,569> |

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数を〈 〉で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|-----------|
| 2,322 名 | △72 名 | 41.0 歳 | 17 年 3 ヶ月 |

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(平成 24 年 3 月 31 日現在)

| 借入先 | 借入金残高 (百万円) |
|-----------------|-------------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 7,582 |
| 株式会社三井住友銀行 | 4,672 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 4,640 |
| 農林中央金庫 | 4,590 |
| 信金中央金庫 | 4,078 |

2. 会社の株式に関する事項(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 380 百万株

(2) 発行済株式の総数 95 百万株

(3) 株主数 2 名

(4) 大株主の状況

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|--------|------------|-----------|
| | 持株数 (株) | 議決権比率 (%) |
| 国土交通大臣 | 94,956,798 | 99.95 |
| 財務大臣 | 43,202 | 0.05 |

3. 会社役員に関する事項(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|----------------|-------|--|----------------------------------|
| 代表取締役 会長兼社長 | 西村 英俊 | 会社経営の統括、監査部 担当 | — |
| 取締役 専務執行役員 | 酒井 和広 | 経営企画本部・総務部・ 技術本部・保全サービス 事業本部担当、建設事業 本部長 | — |
| 取締役 常務執行役員 | 河本 造 | 広報部・人事部・財務部 担当 | — |
| 取締役 常務執行役員 | 大津 健次 | CS 推進本部・事業開発本 部・海外事業本部担当 | — |
| 監査役 (常勤) | 赤松 健 | — | — |
| 監査役 | 土岐 憲三 | — | 立命館大学 立命館グローバル・ イノベーション研究機構教授 |
| 監査役 | 惣福脇 亨 | — | 社団法人九州経済連合会専務理事 |

(注) 1. 監査役の赤松健氏、土岐憲三氏及び惣福脇亨氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

2. 監査役惣福脇亨氏は、社団法人九州経済連合会専務理事を兼務しています。なお、当社は、同法人の会員企業です。

3. 平成 24 年 3 月 30 日に、取締役専務執行役員奥平聖氏が辞任により退任しました。

4. 平成 24 年 3 月 31 日に、取締役常務執行役員大津健次氏は、常務執行役員を辞任しました。それに伴い、取締役の担当については、平成 24 年 4 月 1 日から次のとおりとなっています。

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|----------------|-------|---------------|
| 代表取締役 会長兼社長 | 西村 英俊 | 会社経営の統括、監査部担当 |

| | | |
|---------------|-------|---|
| 取締役 専務執行役員 | 酒井 和広 | 経営企画本部・総務部・技術本部・保全サービス事業本部・海外事業本部担当、建設事業本部長 |
| 取締役 常務執行役員 | 河本 造 | C S推進本部・広報部・人事部・財務部・事業開発本部担当 |
| 取締役 | 大津 健次 | |

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 94百万円 (うち社外 0名 一百万円)

監査役 3名 25百万円 (うち社外 3名 25百万円)

(注) 上記のほか、役員退職慰労金引当金 8,316千円(取締役 6,264千円、監査役 2,051千円)を当事業年度にて計上しています。

(3) 社外役員に関する事項(当事業年度における主な活動状況)

監査役赤松健氏は、当事業年度開催の取締役会 21回のうち 20回に、また、監査役会 12回のうち 12回に出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役土岐憲三氏は、当事業年度開催の取締役会 21回のうち 17回に、また、監査役会 12回のうち 12回に出席し、学識経験者としての専門的見地から、適宜発言を行いました。

監査役惣福脇亨氏は、当事業年度開催の取締役会 21回のうち 17回に、また、監査役会 12回のうち 12回に出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 73,860千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
主に国際財務報告基準への移行等にかかる影響度調査業務
3. 当社の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社及び西日本高速道路パトロール関西株式会社の監査は、新日本有限責任監査法人が行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会が、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任のために必要な会社法上の手続きを行います。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である行動憲章を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務遂行にあたるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固としてこれを排除する。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるものとし、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに適切な情報開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

高速道路の交通の安全、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を

図るため、当社の経営リスクに対して、経営リスク管理委員会を設置し、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対応を行い、常に適切に運用されるよう継続的改善を図る。

入札契約手続については、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的に開催するなど、透明性・公正性の確保に努める。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、訓練等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保する。

取締役は、その職務分担と権限・責任を明確にし、効率的な職務の執行を行う。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告する。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にする。

グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図る。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用

人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の使用人をおく。また、監査役から当該使用人の充実を求められた場合は、これを尊重する。

(8) 前記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行う。

さらに取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告する。

また監査役と取締役との意見交換を定期的に行うとともに、監査役が重要な会議への出席など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため必要な措置を求めた場合は、これを尊重する。

6. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

道路事業へのナノバブル技術の活用を足掛かりに、多種多様な分野への適用拡大を図るとともに、広く社会に貢献をしていくことを目的として、株式会社 Ligaric を 100 百万円の出資にて平成 24 年 4 月 2 日に設立し、当社の子会社としました。また同社は、平成 24 年 5 月 7 日にナノバブル技術の特許権を持っていた株式会社協和機設のナノバブル事業を吸収分割することにより事業を開始しました。

マルチメディア放送を活用した道路交通情報を提供するため、本格放送に先立ち実験放送を行う九州・沖縄マルチメディア放送株式会社に対し、平成 24 年 4 月 4 日に 97 百万円出資しました。

橋梁補修業務における工事部門会社及び設計部門会社の子会社化を実施することにより、工事・設計の一部の直営化を図り、トータルマネジメント体制の構築を行うため、株式会社富士技建の株式を 425 百万円、株式会社ドゥユー大地の株式を 137 百万円にて平成 24 年 5 月 23 日に取得し、当社の子会社としました。

第7期 計算関係書類

会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書
会社法第444条第3項に定める連結計算書類

〔 平成 23 年 4 月 1 日 から
平成 24 年 3 月 31 日 まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成24年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|----------|---------|
| 資 産 の 部 | | |
| I 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 17,902 |
| 高速道路事業営業未収入金 | | 54,251 |
| 短期貸付金 | | 5,039 |
| 有価証券 | | 70,000 |
| 仕掛道路資産 | | 334,745 |
| その他 | | 25,131 |
| 貸倒引当金 | | △ 14 |
| 流動資産合計 | | 507,055 |
| II 固定資産 | | |
| 1. 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 79,593 | |
| 減価償却累計額 | △ 20,654 | |
| 減損損失累計額 | △ 179 | 58,759 |
| 機械装置及び運搬具 | 116,319 | |
| 減価償却累計額 | △ 64,703 | 51,616 |
| 土地 | | 83,298 |
| その他 | 19,306 | |
| 減価償却累計額 | △ 8,443 | 10,862 |
| 有形固定資産合計 | | 204,537 |
| 2. 無形固定資産 | | 9,629 |
| 3. 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | | 1,774 |
| その他 | | 9,170 |
| 貸倒引当金 | | △ 339 |
| 投資その他の資産合計 | | 10,605 |
| 固定資産合計 | | 224,772 |
| III 繰延資産 | | 457 |
| 資 産 合 計 | | 732,285 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------|---------|
| 負 債 の 部 | |
| I 流動負債 | |
| 支払手形及び買掛金 | 11,454 |
| 高速道路事業営業未払金 | 78,534 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4 |
| 未払法人税等 | 4,615 |
| 受託業務前受金 | 3,907 |
| 前受金 | 1,823 |
| 賞与引当金 | 3,305 |
| ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 | 132 |
| 回数券払戻引当金 | 176 |
| その他 | 25,150 |
| 流動負債合計 | 129,105 |
| II 固定負債 | |
| 道路建設関係社債 | 304,722 |
| 道路建設関係長期借入金 | 45,202 |
| 長期借入金 | 49 |
| 退職給付引当金 | 63,378 |
| 役員退職慰労引当金 | 298 |
| ETCマイレージサービス引当金 | 5,059 |
| その他 | 23,162 |
| 固定負債合計 | 441,872 |
| 負債合計 | 570,977 |
| 純 資 産 の 部 | |
| I 株主資本 | |
| 資本金 | 47,500 |
| 資本剰余金 | 55,497 |
| 利益剰余金 | 55,169 |
| 株主資本合計 | 158,166 |
| II その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 22 |
| 為替換算調整勘定 | △ 2 |
| その他の包括利益累計額合計 | △ 25 |
| III 少数株主持分 | |
| 少数株主持分 | 3,166 |
| 少数株主持分合計 | 3,166 |
| 純 資 産 合 計 | 161,308 |
| 負債・純資産合計 | 732,285 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------|---------|---------|
| I. 営業収益 | | 722,400 |
| II. 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 396,032 | |
| 高速道路等事業管理費及び売上原価 | 259,895 | |
| 販売費及び一般管理費 | 60,005 | 715,934 |
| 営業利益 | | 6,466 |
| III. 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 68 | |
| 受取配当金 | 8 | |
| 負ののれん償却額 | 417 | |
| 持分法による投資利益 | 91 | |
| 土地物件貸付料 | 542 | |
| 工事負担金等受入額 | 364 | |
| その他 | 816 | 2,310 |
| IV. 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 12 | |
| その他 | 182 | 195 |
| 経常利益 | | 8,581 |
| V. 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 240 | |
| その他 | 23 | 264 |
| VI. 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 93 | |
| 固定資産除却損 | 42 | |
| 損害賠償金 | 229 | |
| その他 | 71 | 437 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 8,408 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,406 | |
| 過年度法人税等 | 1,175 | |
| 法人税等調整額 | △ 985 | 5,596 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 2,812 |
| 少数株主損失 | | △ 1 |
| 当期純利益 | | 2,814 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 47,500 | 55,497 | 52,355 | 155,352 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | 2,814 | 2,814 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | 2,814 | 2,814 |
| 当期末残高 | 47,500 | 55,497 | 55,169 | 158,166 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|--------------|-------------------|--------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | △ 26 | △ 0 | △ 27 | 3,172 | 158,497 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 2,814 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 3 | △ 1 | 2 | △ 6 | △ 3 |
| 当期変動額合計 | 3 | △ 1 | 2 | △ 6 | 2,810 |
| 当期末残高 | △ 22 | △ 2 | △ 25 | 3,166 | 161,308 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記
- 一 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称
- 連結子会社の数 23社
- 連結子会社の名称
- 西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱、西日本高速道路ロジスティクス㈱、西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、西日本高速道路エンジニアリング中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路エンジニアリング九州㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱、西日本高速道路ビジネスサポート㈱、芦有ドライブウェイ㈱、㈱ハーブス、㈱ポーチェ・オアシス、㈱クレッセ、NEXCO- West USA, Inc.
- (2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称等
- 非連結子会社の数 2社
- 非連結子会社の名称
- ㈱ハートネット、沖縄道路サービス㈱
- 連結の範囲から除いた理由
- 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- 二 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称
- 持分法適用の関連会社数 6社
- 会社の名称
- 九州高速道路ターミナル㈱、㈱NEXCOシステムズ、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱
- 当連結会計年度において、新規設立に伴い、日本高速道路インターナショナル㈱を持分法適用の関連会社に加えております。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称等
- 持分法非適用の非連結子会社数 2社
- 会社の名称
- ㈱ハートネット、沖縄道路サービス㈱
- 持分法非適用の関連会社数 6社
- 会社の名称
- T S K㈱、㈱富士技建、㈱ドーナ大地、㈱オーディエム、㈱ストラメンテック、山田金属防蝕㈱
- 持分法を適用しない理由
- 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。
- 三 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- その他有価証券
- 時価のあるもの
- 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの
- 主として移動平均法による原価法によっております。
- ② たな卸資産
- 仕掛道路資産
- 個別法による原価法によっております。
- 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
- なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入してしております。
- 商品・原材料及び貯蔵品
- 主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 10～50年 |
| 構築物 | 10～45年 |
| 機械及び装置 | 5～10年 |

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しております。

なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

③ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 負ののれんの償却に関する事項

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しております。

平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「工事負担金等受入額」は、当連結会計年度において、金額の重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「工事負担金等受入額」は、178百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債304,722百万円（額面305,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債175,000百万円（額面175,000百万円）の担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

| | |
|--------------------|---------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 4,291,226 百万円 |
| 東日本高速道路(株) | 12,385 百万円 |
| 中日本高速道路(株) | 8,552 百万円 |
| 合 計 | 4,312,164 百万円 |

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金45,798百万円及び道路建設関係社債70,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

| | |
|--------------------|-----------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 9,390 百万円 |
|--------------------|-----------|

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っております。

| | |
|--------------------|-------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 435,480 百万円 |
|--------------------|-------------|

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 95,000,000 株 |
|------|--------------|

5. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しております。

また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しております。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っております。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されておりますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関連会社株式含む）であります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されております。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされております。

二 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|---------------------------|-------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 17,902 | 17,902 | — |
| (2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 | 54,251 △ 14 | | |
| | 54,236 | 54,236 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 70,274 | 70,274 | — |
| (4) 高速道路事業営業未払金 | (78,534) | (78,534) | — |
| (5) 1年内返済予定の長期借入金 | (4) | (4) | 0 |
| (6) 道路建設関係社債 | (304,722) | (323,308) | 18,585 |
| (7) 道路建設関係長期借入金 | (45,202) | (45,246) | 44 |
| (8) 長期借入金 | (49) | (50) | 0 |

（*）負債に計上されるものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(7) 道路建設関係長期借入金、並びに(8) 長期借入金

固定金利で借り入れている借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっております。

変動金利による長期借入金は、変動金利の利率の見直しが2月末であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格を持って算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,452百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有し、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しております。

二 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------|--------|
| 89,626 | 93,720 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 一株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------|------------|
| 一株当たり純資産額 | 1,664.65 円 |
| 一株当たり当期純利益金額 | 29.62 円 |

8. 重要な後発事象に関する注記

一 多額な社債の発行

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会の決議（社債1,300億円以内）に基づき、平成24年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

| | |
|------|--|
| 区分 | 西日本高速道路株式会社第14回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） |
| 発行総額 | 250億円 |
| 利率 | 年0.277パーセント |
| 償還方法 | 満期一括 |
| 発行価額 | 額面100円につき100円 |
| 払込期日 | 平成24年5月8日 |
| 償還期日 | 平成27年3月20日 |
| 担保 | 一般担保 |
| 使途 | 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金 |
| その他 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受 |

二 重要な契約の変更

当社は、平成24年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成24年4月17日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成24年4月20日付けで許可を受けております。これにより、平成24年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、195,493億円から187,340億円に減額されることとなっております。

なお、実績料金収入が協定において定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされております。

三 重要な子会社の設立

当社は、平成23年11月17日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社L i g a r i c（リーガレック）を平成24年4月2日に設立しております。

| | |
|----------|--|
| 目的 | ナノバブル（ナノサイズの微細気泡）技術を清掃など道路事業における活用から農業など多様な分野への適用拡大を目的としております。 |
| 商号 | 株式会社L i g a r i c |
| 事業内容 | ナノバブル関連事業 |
| 設立年月日 | 平成24年4月2日 |
| 所在地 | 大阪府吹田市 |
| 代表者 | 代表取締役社長 南大津 等 |
| 資本金 | 75百万円 |
| 取得する株式の数 | 10,000株 |
| 取得価額 | 100百万円 |
| 取得後の持分比率 | 当社66.7%（株式会社協和機設33.3%） |

四 株式取得による会社等の買収

(1) 株式会社富士技建

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社富士技建の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しております。

| | |
|----------|---|
| 目的 | 橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としております。 |
| 商号 | 株式会社富士技建 |
| 事業内容 | 道路及び附帯する施設の維持修繕工事及び補修技術開発 |
| 資本金 | 80百万円 |
| 株式取得の時期 | 平成24年5月23日 |
| 取得する株式の数 | 235,000株 |
| 取得価額 | 425百万円 |
| 取得後の持分比率 | 100% |

(2) 株式会社ドーユー大地

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社ドーユー大地の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しております。

| | |
|----------|---|
| 目的 | 橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としております。 |
| 商号 | 株式会社ドーユー大地 |
| 事業内容 | 道路及び附帯する施設の調査設計 |
| 資本金 | 70百万円 |
| 株式取得の時期 | 平成24年5月23日 |
| 取得する株式の数 | 3,867株 |
| 取得価額 | 137百万円 |
| 取得後の持分比率 | 100% |

9. その他の注記

一 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

| | |
|--------------------------|---------------|
| ①退職給付債務 | △ 108,295 百万円 |
| ②年金資産 | 36,772 百万円 |
| ③未積立退職給付債務①+② | △ 71,523 百万円 |
| ④会計基準変更時差異の未処理額 | 126 百万円 |
| ⑤未認識数理計算上の差異 | 8,651 百万円 |
| ⑥未認識過去勤務債務 | △ 347 百万円 |
| ⑦連結貸借対照表計上額純額 ③+④+⑤+⑥ | △ 63,092 百万円 |
| ⑧前払年金費用 | 285 百万円 |
| ⑨退職給付引当金⑦-⑧ | △ 63,378 百万円 |

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

| | |
|------------------------|-----------|
| ①勤務費用(注1)、(注2) | 3,933 百万円 |
| ②利息費用 | 2,046 百万円 |
| ③期待運用収益 | △ 421 百万円 |
| ④会計基準変更時差異の費用処理額 | 25 百万円 |
| ⑤数理計算上の差異の費用処理額 | 1,107 百万円 |
| ⑥過去勤務債務の費用処理額 | △ 28 百万円 |
| ⑦退職給付費用 ①+②+③+④+⑤+⑥ | 6,662 百万円 |

- (注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。
2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。
3. この他、転籍者に対する割増退職金を8百万円支払っております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-----------------|--|
| ①割引率 | 1.00%~2.00% |
| ②期待運用収益率 | 0.00%~2.50% |
| ③退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準(一部の連結子会社はポイント基準) |
| ④過去勤務債務の額の処理年数 | 3~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。) |
| ⑤数理計算上の差異の処理年数 | 3~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は発生した連結会計年度)から費用処理することとしております。) |
| ⑥会計基準変更時差異の処理年数 | 連結子会社のうち1社は15年 |

二 追加情報の注記

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|----------|---------|
| 資 産 の 部 | | |
| I 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 14,143 |
| 高速道路事業営業未収入金 | | 54,253 |
| 未収入金 | | 5,494 |
| 短期貸付金 | | 5,753 |
| リース投資資産 | | 10 |
| 有価証券 | | 70,000 |
| 仕掛道路資産 | | 336,001 |
| 原材料 | | 755 |
| 貯蔵品 | | 978 |
| 受託業務前払金 | | 1,897 |
| 前払金 | | 389 |
| 前払費用 | | 411 |
| 繰延税金資産 | | 3,420 |
| その他の流動資産 | | 5,081 |
| 貸倒引当金 | | △ 14 |
| 流動資産合計 | | 498,577 |
| II 固定資産 | | |
| A 高速道路事業固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,765 | |
| 減価償却累計額 | △ 569 | 1,195 |
| 構築物 | 34,405 | |
| 減価償却累計額 | △ 5,427 | 28,977 |
| 機械及び装置 | 99,116 | |
| 減価償却累計額 | △ 52,552 | 46,563 |
| 車両運搬具 | 15,041 | |
| 減価償却累計額 | △ 10,858 | 4,183 |
| 工具、器具及び備品 | 6,577 | |
| 減価償却累計額 | △ 4,276 | 2,300 |
| 土地 | | 0 |
| 建設仮勘定 | | 3,588 |
| 無形固定資産 | | 5,314 |
| B 関連事業固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 18,296 | |
| 減価償却累計額 | △ 5,060 | 13,236 |
| 構築物 | 5,512 | |
| 減価償却累計額 | △ 2,508 | 3,003 |
| 機械及び装置 | 1,036 | |
| 減価償却累計額 | △ 587 | 448 |
| 工具、器具及び備品 | 88 | |
| 減価償却累計額 | △ 49 | 38 |
| 土地 | | 67,513 |
| リース資産 | 7 | |
| 減価償却累計額 | △ 2 | 4 |
| 建設仮勘定 | | 41 |
| 無形固定資産 | | 41 |
| | | 84,287 |
| | | 84,329 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|-------------|---------|--------|---------|
| C 各事業共用固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 8,831 | | |
| 減価償却累計額 | △ 2,594 | 6,236 | |
| 構築物 | 782 | | |
| 減価償却累計額 | △ 371 | 411 | |
| 機械及び装置 | 272 | | |
| 減価償却累計額 | △ 102 | 170 | |
| 車両運搬具 | 6 | | |
| 減価償却累計額 | △ 6 | 0 | |
| 工具、器具及び備品 | 1,732 | | |
| 減価償却累計額 | △ 781 | 951 | |
| 土地 | | 11,322 | |
| リース資産 | 2,122 | | |
| 減価償却累計額 | △ 755 | 1,367 | |
| 建設仮勘定 | | 407 | 20,867 |
| 無形固定資産 | | | 3,420 |
| | | | 24,287 |
| D その他の固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 112 | | |
| 減価償却累計額 | △ 23 | | |
| 減損損失累計額 | △ 88 | — | |
| 構築物 | 1 | | |
| 減価償却累計額 | △ 1 | | |
| 減損損失累計額 | △ 0 | — | |
| 土地 | | 420 | 420 |
| E 投資その他の資産 | | | |
| 関係会社株式 | | | 4,917 |
| 長期貸付金 | | | 159 |
| 長期前払費用 | | | 1,695 |
| その他の投資等 | | | 2,167 |
| 貸倒引当金 | | | △ 315 |
| 固定資産合計 | | | 209,785 |
| III 繰延資産 | | | |
| 道路建設関係社債発行費 | | | 456 |
| 繰延資産合計 | | | 456 |
| 資 産 合 計 | | | 708,819 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------|--------|-----------------------|
| 負 債 の 部 | | |
| I 流動負債 | | |
| 高速道路事業営業未払金 | | 94,066 |
| 1年以内返済予定長期借入金 | | 4 |
| リース債務 | | 252 |
| 未払金 | | 14,464 |
| 未払費用 | | 918 |
| 未払法人税等 | | 3,088 |
| 預り連絡料金 | | 3,555 |
| 預り金 | | 23,296 |
| 受託業務前受金 | | 3,907 |
| 前受金 | | 1,777 |
| 前受収益 | | 12 |
| 賞与引当金 | | 1,376 |
| ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 | | 132 |
| 回数券払戻引当金 | | 176 |
| その他の流動負債 | | 1,678 |
| 流動負債合計 | | <u>148,708</u> |
| II 固定負債 | | |
| 道路建設関係社債 | | 304,722 |
| 道路建設関係長期借入金 | | 45,202 |
| その他の長期借入金 | | 49 |
| リース債務 | | 1,182 |
| 繰延税金負債 | | 50 |
| 受入保証金 | | 5,079 |
| 退職給付引当金 | | 58,686 |
| 役員退職慰労引当金 | | 38 |
| ETCマイレージサービス引当金 | | 5,059 |
| 関門トンネル事業履行義務債務 | | 2,138 |
| 資産除去債務 | | 190 |
| その他の固定負債 | | 0 |
| 固定負債合計 | | <u>422,398</u> |
| 負債合計 | | <u>571,106</u> |
| 純 資 産 の 部 | | |
| I 株主資本 | | |
| 資本金 | | 47,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 47,500 |
| その他資本剰余金 | | 7,997 |
| 資本剰余金合計 | | <u>55,497</u> |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 22,399 | |
| 繰越利益剰余金 | 12,315 | 34,715 |
| 利益剰余金合計 | | <u>34,715</u> |
| 株主資本合計 | | <u>137,712</u> |
| 純 資 産 合 計 | | <u>137,712</u> |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | | <u><u>708,819</u></u> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|----------------|----------------|
| I. 高速道路事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 料金収入 | 557,498 | |
| 道路資産完成高 | 99,391 | |
| その他の売上高 | <u>11,097</u> | 667,987 |
| 2. 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 396,032 | |
| 道路資産完成原価 | 99,391 | |
| 管理費用 | <u>172,607</u> | <u>668,031</u> |
| 高速道路事業営業損失 | | △ 43 |
| II. 関連事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 直轄高速道路事業収入 | 2,882 | |
| 受託業務収入 | 9,087 | |
| S A・P A事業収入 | 10,334 | |
| その他の事業収入 | <u>1,296</u> | 23,600 |
| 2. 営業費用 | | |
| 直轄高速道路事業費 | 2,882 | |
| 受託業務事業費 | 9,079 | |
| S A・P A事業費 | 6,261 | |
| その他の事業費用 | <u>3,702</u> | <u>21,926</u> |
| 関連事業営業利益 | | 1,673 |
| 全事業営業利益 | | 1,629 |
| III. 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 18 |
| 有価証券利息 | | 39 |
| 受取配当金 | | 811 |
| 土地物件貸付料 | | 503 |
| 工事負担金等受入額 | | 364 |
| 雑収入 | | <u>455</u> |
| | | 2,192 |
| IV. 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 11 |
| 支払補償費 | | 17 |
| たな卸資産処分損 | | 13 |
| 雑損失 | | <u>39</u> |
| 経常利益 | | 3,740 |
| V. 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 225 | |
| その他特別利益 | <u>0</u> | 225 |
| VI. 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 23 | |
| 損害賠償金 | 229 | |
| その他特別損失 | <u>33</u> | 286 |
| 税引前当期純利益 | | 3,679 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,470 | |
| 過年度法人税等 | 1,175 | |
| 法人税等調整額 | <u>△ 920</u> | <u>2,725</u> |
| 当期純利益 | | <u>953</u> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|----------|--------|-----------|------------------|-----------|-------------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 47,500 | 47,500 | 7,997 | 23,094 | 10,666 | 136,758 | 136,758 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | △ 694 | 694 | — | — |
| 当期純利益 | | | | | 953 | 953 | 953 |
| 当期変動額合計 | — | — | — | △ 694 | 1,648 | 953 | 953 |
| 当期末残高 | 47,500 | 47,500 | 7,997 | 22,399 | 12,315 | 137,712 | 137,712 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 原材料・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 10～50年 |
| 構築物 | 10～45年 |
| 機械及び装置 | 5～10年 |

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債304,722百万円（額面305,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債175,000百万円（額面175,000百万円）の担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

| | |
|--------------------|---------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 4,291,226 百万円 |
| 東日本高速道路(株) | 12,385 百万円 |
| 中日本高速道路(株) | 8,552 百万円 |
| 合 計 | 4,312,164 百万円 |

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金45,798百万円及び道路建設関係社債70,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。

① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,390 百万円

② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 435,480 百万円

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 777 百万円 |
| 短期金銭債務 | 40,323 百万円 |
| 長期金銭債務 | 937 百万円 |

四 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しております。

| | | | |
|----|------------------------|------------|-----|
| 3. | 損益計算書に関する注記 | | |
| | 関係会社との取引高 | | |
| | 営業取引による取引高 | | |
| | 営業収益 | 10,734 | 百万円 |
| | 営業費用 | 102,195 | 百万円 |
| | 営業取引以外の取引による取引高 | 2,657 | 百万円 |
| 4. | 株主資本等変動計算書に関する注記 | | |
| | 当事業年度の末日における発行済株式の数 | | |
| | 普通株式 | 95,000,000 | 株 |
| 5. | 税効果会計に関する注記 | | |
| 一 | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 | | |
| | 繰延税金資産 | | |
| | 継続損益工事費 | 1,588 | 百万円 |
| | 賞与引当金 | 522 | 百万円 |
| | ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 | 47 | 百万円 |
| | 退職給付引当金 | 20,887 | 百万円 |
| | E T Cマイレージサービス引当金 | 1,800 | 百万円 |
| | 事業税 | 266 | 百万円 |
| | 繰延資産 | 133 | 百万円 |
| | ハイウェイカード前受金益金算入額 | 302 | 百万円 |
| | E T C前受金益金算入額 | 273 | 百万円 |
| | 減価償却費 | 498 | 百万円 |
| | その他 | 1,989 | 百万円 |
| | 繰延税金資産小計 | 28,311 | 百万円 |
| | 評価性引当額 | △ 24,891 | 百万円 |
| | 繰延税金資産合計 | 3,420 | 百万円 |
| | 繰延税金負債 | | |
| | 資産除去債務に対応する除去費用 | 50 | 百万円 |
| | 繰延税金負債合計 | 50 | 百万円 |
| | 繰延税金資産の純額 | 3,370 | 百万円 |

二 実効税率の変更

平成23年12月2日付けで「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が230百万円減少し、法人税等調整額が230百万円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両や事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得原価相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-------|---------|------------|---------|
| 車両運搬具 | 12 百万円 | 9 百万円 | 2 百万円 |

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|-------|
| 1年内 | 1 百万円 |
| 1年超 | 0 百万円 |
| 合計 | 2 百万円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

| | |
|----------|---------|
| 支払リース料 | 122 百万円 |
| 減価償却費相当額 | 122 百万円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|----------------|
| 1年内 | 377,656 百万円 |
| 1年超 | 18,297,888 百万円 |
| 合計 | 18,675,544 百万円 |

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。
- なお、当社は、平成24年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成24年4月17日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成24年4月20日付けで許可を受けております。
- これにより、平成24年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、195,493億円から187,340億円に減額されることとなっております。
- なお、実績料金収入が協定において定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|--------|----------------|-------------|----------------|--------|---------|-------|
| 主要株主 | 国土交通大臣 | (被所有)直接99.9% | 道路の新設等の受託等 | 受託業務前受金の受入(注1) | 11,070 | 未収入金 | 3,628 |
| | | | | | | 受託業務前受金 | 3,489 |
| | | | 高速道路無料化社会実験 | 社会実験による補填金の受入 | 10,665 | 未収入金 | — |

取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

二 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------------------------|---------------------|----------------|--------------|-----------------|-----------|--------------|--------|
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 | なし | 道路資産の借受 | 道路資産賃借料の支払 | 396,032 | 高速道路事業営業未払金 | 50,060 |
| | | | 道路資産及び債務の引渡等 | 道路資産の引渡 | 99,391 | 高速道路事業営業未収入金 | 3,972 |
| | | | | 債務の引渡及び債務保証(注1) | 115,798 | — | — |
| | | | 借入金等の連帯債務 | 債務保証(注2)(注3) | 4,620,299 | — | — |
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | 東日本高速道路(株) | なし | 借入金の連帯債務 | 債務保証(注3) | 12,385 | — | — |
| | | | 料金収入の精算等 | 料金収入の精算による支払等 | 22,044 | 高速道路事業営業未払金 | 3,834 |
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | 中日本高速道路(株) | なし | 借入金の連帯債務 | 債務保証(注3) | 8,552 | — | — |

取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

三 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------------------|----------------|--------------|------------|------|-----|-------|
| 子会社 | 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 | (所有)直接100% | S A ・ P A 事業 | 資金貸借取引(注1) | - | 預り金 | 8,607 |

期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金貸借取引については、グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（統括会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに期末残高のみ記載しております。また、金利は市場金利を勘案して合理的に決定されております。

9. 一株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------|------------|
| 一株当たり純資産額 | 1,449.60 円 |
| 一株当たり当期純利益金額 | 10.04 円 |

10. 重要な後発事象に関する注記

一 多額な社債の発行

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会の決議（社債1,300億円以内）に基づき、平成24年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

| | |
|------|--|
| 区分 | 西日本高速道路株式会社第14回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） |
| 発行総額 | 250億円 |
| 利率 | 年0.277パーセント |
| 償還方法 | 満期一括 |
| 発行価額 | 額面100円につき100円 |
| 払込期日 | 平成24年5月8日 |
| 償還期日 | 平成27年3月20日 |
| 担保 | 一般担保 |
| 用途 | 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金 |
| その他 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受 |

二 重要な契約の変更

当社は、平成24年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成24年4月17日付で締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成24年4月20日付で許可を受けております。

これにより、平成24年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、195,493億円から187,340億円に減額されることとなっております。

なお、実績料金収入が協定において定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされております。

三 重要な子会社の設立

当社は、平成23年11月17日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社L i g a r i c（リーガレック）を平成24年4月2日に設立しております。

| | |
|----------|--|
| 目的 | ナノバブル（ナノサイズの微細気泡）技術を清掃など道路事業における活用から農業など多様な分野への適用拡大を目的としております。 |
| 商号 | 株式会社L i g a r i c |
| 事業内容 | ナノバブル関連事業 |
| 設立年月日 | 平成24年4月2日 |
| 所在地 | 大阪府吹田市 |
| 代表者 | 代表取締役社長 南大津 等 |
| 資本金 | 75百万円 |
| 取得する株式の数 | 10,000株 |
| 取得価額 | 100百万円 |
| 取得後の持分比率 | 当社66.7%（株式会社協和機設33.3%） |

四 株式取得による会社等の買収

(1) 株式会社富士技建

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社富士技建の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しております。

| | |
|----------|---|
| 目的 | 橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としております。 |
| 商号 | 株式会社富士技建 |
| 事業内容 | 道路及び附帯する施設の維持修繕工事及び補修技術開発 |
| 資本金 | 80百万円 |
| 株式取得の時期 | 平成24年5月23日 |
| 取得する株式の数 | 235,000株 |
| 取得価額 | 425百万円 |
| 取得後の持分比率 | 100% |

(2) 株式会社ドーユー大地

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社ドーユー大地の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しております。

| | |
|----------|---|
| 目的 | 橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としております。 |
| 商号 | 株式会社ドーユー大地 |
| 事業内容 | 道路及び附帯する施設の調査設計 |
| 資本金 | 70百万円 |
| 株式取得の時期 | 平成24年5月23日 |
| 取得する株式の数 | 3,867株 |
| 取得価額 | 137百万円 |
| 取得後の持分比率 | 100% |

11. その他の注記

一 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

| | |
|----------------|--------------|
| ①退職給付債務 | △ 86,265 百万円 |
| ②年金資産 | 22,620 百万円 |
| ③未積立退職給付債務①+② | △ 63,644 百万円 |
| ④未認識数理計算上の差異 | 4,958 百万円 |
| ⑤貸借対照表計上額純額③+④ | △ 58,686 百万円 |
| ⑥前払年金費用 | － 百万円 |
| ⑦退職給付引当金⑤-⑥ | △ 58,686 百万円 |

(3) 退職給付費用に関する事項

| | |
|----------------|-----------|
| ①勤務費用(注1) | 2,149 百万円 |
| ②利息費用 | 1,688 百万円 |
| ③期待運用収益 | △ 220 百万円 |
| ④数理計算上の差異の費用処理 | 589 百万円 |
| ⑤退職給付費用①+②+③+④ | 4,207 百万円 |

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. この他、転籍者に対する割増退職金を8百万円支払っております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-----------------|--|
| ①割引率 | 2.00% |
| ②期待運用収益率 | 1.00% |
| ③退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ④数理計算上の差異の処理年数 | 10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。) |

二 追加情報の追記

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋正紀 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋正紀 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の情報漏洩事案等については、再発防止策が速やかに実施されており、内部統制システムの一層の整備が行われていることを確認しております。今後は引き続きその実行状況を注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 技術的視点から見た業務状況結果

各支社を実査し、災害対応に関する状況を把握した。

平成24年5月31日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 赤松 建 (印)

社外監査役 土岐 憲三 (印)

社外監査役 惣福脇 亨 (印)